

令和8年度豊明市監査計画

1 基本方針

監査を実施するにあたっては、地方自治法第2条、同法第199条及び豊明市監査基準に規定するとおり、「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行」について、「住民の福祉増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図る」との趣旨にのっとり、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかに留意し、市の行財政運営上の問題点の把握とその根源の究明をし、事務全般の適正化と効率化に資するよう努めるものとする。

2 監査実施方針

令和8年度に実施する各監査等は、次の方針によることとする。

なお、令和8年度監査等執行計画表は、別紙のとおりである。

(1) 定例監査【地方自治法第199条第4項】

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 監査の方法

監査をより効果的に行うため、事前に資料の提出を求め、関係する書類、諸帳簿等を検査照合し、計数の把握、処理方法の適否等について検査をする。また、職員の説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行う。

イ 監査項目

監査は全般にわたり実施するが、実質的な監査効果を期するため次の事項を主要監査項目とする。

- (ア) 歳入歳出予算執行状況
- (イ) 税、使用料、手数料等の収入関係事務
- (ウ) 契約関係事務（工事、委託、賃貸借等）
- (エ) 補助金、委託料及び工事請負費等の支出事務
- (オ) 物品及び公有財産の管理状況
- (カ) 現金及び金券の出納保管状況

(2) 財政援助団体等の監査【地方自治法第199条第7項】

市が財政的援助を与えている団体、公の施設の指定管理者、出資団体等に

関する当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

併せて、所管課の当該団体等に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

(3) 決算審査【地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項】

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(4) 基金運用状況審査【地方自治法第241条第5項】

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金が設置目的に沿って、適正かつ効率的に運用されているかどうかを主眼として実施する。

(5) 健全化判断比率等審査【健全化法第3条第1項、第22条第1項】

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。

(6) 例月出納検査【地方自治法第235条の2第1項】

会計管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(7) その他の監査等

ア 建設工事实態調査

当該年度施工した主要な工事、又は3月中に完了を予定している工事について、その進捗状況等を確認するとともに実態調査を実施する。

イ その他

地方自治法に定める随時監査、行政監査、住民監査請求、市長の要求に基づく監査、議会の要求に基づく監査等については、必要な場合又は請求、要求があった場合に実施する。

区分 月別	定例監査	財政援助団体等監査	決算 審査	健全化 判断 比率等 の 審査	出納 検査	その他 監査等
8年 4月	-----				3月分	
5月	公共施設管理課 情報システム課 地域福祉課 保険医療課				4月分	
6月	子育て支援課 健康推進課 長寿課		一般会計 特別会計		5月分	
7月	-----		公営 企業会計	健全化 判断 比率等 の 審査	6月分	
8月	財政課 出納室		基金 運用状況		7月分	
9月	税務課 債権管理課	国際交流協会、子ども会 連絡協議会、シルバー人 材センター、(株)ケイミックス パブリックビジネス			8月分	
10月	環境課 議事課 生涯学習課				9月分	
11月	学校教育課・学校支援室※1 学校給食センター 下水道課 図書館				10月分	
12月	産業支援課 農業政策課 市民課 総務課				11月分	
9年 1月	こども保育課※2 都市計画課 土木課				12月分	
2月	防災防犯対策課 共生社会課				1月分	
3月	秘書広報課 企画政策課				2月分	建設工事 実態調査

※1 学校施設備品監査（大宮小学校・館小学校・豊明中学校）

※2 保育園等施設備品監査（館保育園・栄保育園）